

令和2年第8回庄内町農業委員会総会議事録

1 会議日程 令和2年8月25日(火)

開会 午前 9時30分

閉会 午前 10時26分

2 会議場所 庄内町役場 A棟 4階 委員会室1

3 出席委員の番号及び氏名(18名)

- 1番 高橋 聡
- 2番 秋葉 俊一
- 3番 齋藤 智幸
- 4番 佐藤 優人
- 5番 五十嵐 晃
- 6番 斎藤 克行
- 7番 小野 隆
- 8番 長南 統
- 9番 日下部 崇喜
- 10番 小林 ひろみ
- 11番 遠田 雅弘
- 12番 川井 利光
- 13番 和島 孝輝
- 14番 高橋 義夫
- 15番 佐藤 恒子
- 16番 日向 弘明
- 17番 佐藤 繁
- 18番 若松 忠則

4 欠席委員の番号及び氏名(0名)

5 議長の委員番号及び氏名

18番 若松 忠則 (会 長)

6 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 佐々木 平喜
主査兼農地農政係長 佐藤 良子
農地農政係主任 佐藤 一視
農業経営改善相談員 河村 清男
農林課農林水産係主任 高橋 亨匡

7 会議に付した議案

報告第10号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理につ	(3件)
--------	---------------------------	------

	いて	
議案第 29 号	庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定 について	(2 件)
議案第 30 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	(2 件)
議案第 31 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	(1 件)

◎開 会 (午前 9 時 30 分)	
◎諸報告	
議長	これより令和 2 年第 8 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせていただきます。
事務局長	本日の委員の出席状況について、報告いたします。 全員出席となっております。 議案第 29 号の説明のため、農林課農林水産係の高橋主任が出席しております。 次に、本日配布の資料について報告いたします。 「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る土地利用計画図等」、「農地パトロール調査結果」、「費用弁償 1 期分明細書」、「農協広報 (8 月号)」、「行事報告書」、「行事予定書」です。 それでは、令和 2 年第 7 回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。 (令和 2 年第 7 回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明) 続いて、令和 2 年第 8 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。 (令和 2 年第 8 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明)
議長	諸般の報告が終わりました。質問のある方お願いします。 無いようですので諸般の報告を終わります。 ただ今の出席委員は 18 名です。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。
◎議事録署名委員の選出	
議長	最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により私から指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。5 番 五十嵐 晃 委員、6 番 斎藤 克行 委員 両名に議事録署名委員をお願いいたします。 なお、書記には、事務局長を指名いたします。
◎報告	
議長	報告第 10 号の上程、説明、質疑 報告第 10 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第 10 号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。

議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第 10 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第 10 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、を終わります。
◎議事	議案第 29 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 29 号、庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、を議題といたします。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	(議案第 29 号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、農林課農林水産係の高橋主任よりご説明申し上げます。
議長	高橋主任。
高橋主任	(議案第 29 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	佐藤主任。
佐藤主任	(議案第 29 号の No.2 について、資料に基づき、補足説明)
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、4 番 佐藤 優人 委員より、現地調査報告をお願いします。
4 番 佐藤	庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定についての現地調査報告を行います。 庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定についての案件ですが、8 月 24 日に 3 番 齋藤 智幸 委員と事務局の佐藤主任と私の 3 人で、現地調査を実施しました。 No. 1 の農地については、優良農地として認められ、圃場整備事業を機に更なる生産性の向上等を目指すものであって、農地として適正に管理されており、問題ないと判断してきましたのでご報告いたします。 No. 2 の農地については、既存の事業所と自動車保管場所に隣接し、周辺の農地に影響もなく管理されており、問題ないと判断してきましたのでご報告いたします。 ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 17 番 佐藤 繁 委員。
17 番 佐藤	17 番 佐藤です。 7 ページの除外申請の件でお聞きしたいのですが、既存事業場と今回の申請地の間に農道があるようですが、これについては農業車等の通行に支障がないということでしょうか。また、この既存事業場と申請地というのは、塀等で囲むということはあるのでしょうか。通常こういう施設ですと高い塀で囲まれて外部の人間が入れないような状況になっているものですが、そういったものはないのでしょうか。

議長	<p>既存の農道があるが、その農道の通行には支障がないのかということと、これから転用にあたる部分の農地等への塀等の区切り、他の者が侵入出来ないような仕組みを取るのかどうかという質問でしたけれども、それについて答弁お願いします。</p> <p>高橋主任。</p>
高橋主任	<p>一点目の農道の使用につきましては、私も現地を確認してきましたが、駐車台数 50 台ということで、面積に対して余裕を持った収容台数となっておりますので、農道使用については問題ないということで確認をしてきたところです。</p> <p>二点目の塀の関係につきましては、防音措置ということになりますけれども、今回、収容台数に余裕があるということでそこまでは確認をしておらないところです。</p>
議長	17 番 佐藤 委員。
17 番 佐藤	<p>この場所の利用の仕方ですが、先程、解体した車の部品という説明がございましたが、部品を平地に置くという考え方なのでしょうか。通常中古車ですと部品取りのために数台重ねておくという場面も見られますが、その一点お伺いします。</p>
議長	高橋主任。
高橋主任	<p>今回の案件につきましては、解体後スクラップした車を 3 台ほど重ねて置くような保管場所ということでお伺いしております。</p>
議長	17 番 佐藤 委員。
17 番 佐藤	<p>解体後スクラップした車を 3 台ほど重ねて置くということですが、先程の質問の趣意は、外部の人間、子供達等が入った時にそれが崩れて事故が起こるといった可能性はないのかを危惧したものですからお聞きしました。</p>
議長	<p>いわゆる、転用後の利用の安全性について確保されているかということでしたけれども、その点についてはいかがですか。</p> <p>高橋主任。</p>
高橋主任	<p>この事業者につきましては、農振関係のみならず自動車解体業の許可も受けている施設になっておりますので、それを許可する庄内総合支庁の担当部署とも相談いたしまして、適切な処置を講じたうえで保管していただくよう考えております。</p>
議長	よろしいでしょうか。
17 番 佐藤	わかりました。
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>1 番 高橋 聡 委員。</p>
1 番 高橋	<p>1 番 高橋です。</p> <p>今のことに関連してですが、実は、会長と事務局長と高橋 義夫 委員と私とで状況確認のために現地を見に行きました。今回の申請とは関係ないのかも知れませんが、あの場所で山羊を 3～4 頭飼っておりました。紐は付いているものの、ほぼ放し飼い状態でした。その辺で子供達が遊ぶということはないかもしれませんが、ちょっとあの辺に弊害があるのかと思っております。そういった状況は、自分の土地であれば何を飼ってもいいのかという点をお聞きした</p>

	<p>いと思います。</p>
議長	<p>今の質問は、おそらく転用後の目的外使用にあたった場合の安全性の担保ということだと思いますが、その点いかがでしょうか。</p>
議長	<p>13番 和島 孝輝 委員。</p>
13番 和島	<p>13番 和島です。</p> <p>今のお話を聞きながら、自分なりに想像したところでありますが、そういうものに対して先程、17番 佐藤 繁 委員が話していたようにガードしていただき、せめて見えないようにしないと盗難、悪戯などが出てくる可能性もあります。答弁の中で高橋主任からもお話があったように庄内総合支庁と相談するということでありましたが、十分にご検討いただきガードは必ず取り付けていただきたいと要望します。</p>
議長	<p>今の案件は、農振地を除外することに対する説明ですので、除外された後の転用に関してはその後のことになりますが、これは転用がされないで除外もされないという一つの流れになっております。1番 高橋 聡 委員、13番 和島 孝輝 委員また、17番 佐藤 繁 委員が言った転用された後、除外された後の土地利用といいたまいますか、申請理由の土地利用についての安全性の担保を確保出来るのかどうかということの質問だと思いますが、その点についていかがでしょうか。</p> <p>高橋主任。</p>
高橋主任	<p>この点につきましては、自動車解体業の許可を受けている施設ということになりますので、その基準に沿った対策を取っていただくことが基本になろうかと思えますし、安全性の面から見まして、今後措置というのが必要かと思えますので、転用に向けた準備といたしまして事業者の方とも相談していきたいと考えておるところです。</p>
議長	<p>14番 高橋 義夫 委員。</p>
14番 高橋	<p>14番 高橋です。</p> <p>今の案件ですが、周りも農地になっているわけですが、そこに隣接する農家、実際何件かに分筆されて細かい状況のようですが、その辺の地元の了承というか、話し合いはなされているのでしょうか。</p> <p>また、高橋 聡 委員も言っていた通り、この前見た感じですと、一般の解体業者さんのように整備され、しっかり安全基準を守りながらというような雰囲気には、一見なさそうな感じで見てきたのですが、その辺の今後の対応もしっかり見ていかなければならないと思いますので、そちらも併せて検討をお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの、14番 高橋 委員の話に関しても除外した後に関する担保もそうなのですが、隣接する農地の耕作者、或いは地主等の了解は得られているのかということでもありました。その点いかがでしょうか。</p> <p>高橋主任。</p>
高橋主任	<p>申請地の所有者及び隣接する土地の所有者、それから農業生産委員の代表の方また、集落の区長の方から同意を得て今回申請をいただいているところです。</p>
議長	<p>ただ今の件は、農振地区からの除外に対する意見を求められておりますので</p>

	<p>今までの意見を付議しながらこの点は考えていきたいと思います。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>無いようであれば、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第 29 号、庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、変更を適当とすることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数により、農用地区域への編入・除外は適当とすることに決定しました。</p> <p>高橋主任ありがとうございました。</p> <p>高橋主任退席のため、暫時休憩いたします。</p>
	<p>(暫時休憩) (休憩中、高橋主任 退席)</p>
◎議事	<p>議案第 30 号の上程、説明、質疑、採決</p>
議長	<p>再開いたします。</p> <p>議案第 30 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局長より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第 30 号の資料に基づき、議案を朗読)</p> <p>詳細につきましては、佐藤主任よりご説明申し上げます。</p>
議長	<p>佐藤主任。</p>
佐藤主任	<p>(議案第 30 号の資料に基づき、内容を説明)</p>
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>本案は、事前に現地調査を行っておりますので、3 番 齋藤 智幸 委員より、現地調査報告をお願いします。</p>
3 番 齋藤	<p>農地法第 3 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。</p> <p>農地法第 3 条の規定による所有権移転と使用貸借権設定の案件ですが、8 月 24 日に 4 番 佐藤 優人 委員と事務局の佐藤主任と私の 3 人で、現地調査を実施しました。</p> <p>今回の案件については、いずれも農地として適正に管理されており、許可基準を満たしているものと認められますが、委員各位におかれまして、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>内容説明と現地調査報告が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>無いようであれば、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第 30 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。</p>

	左下の方に伸びている途中交差する接点がある左の方から来る線と右の方に行く線、あまりちゃんとした四角ではないですが、この左上の四角の囲われている部分、それから右上の囲われている部分、それからちょうど屋根型になるような下の部分、それと雪捨て場となるところの二重線のような格好になっているところというふうに色分けされているという説明でありましたが、よろしいでしょうか。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	今回は土地利用計画図の資料作成にあたって不備があったことをお詫びしますとともに、これからは精査して分かりやすい図面の作成に取り掛かりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
議長	ほかにございませんか。 12番 川井 委員。
12番 川井	この中で●●●●●とありますが、こちらは地目が田ですので、用排水があると思うのですが、その辺については、現地調査を行って来ておりますのでどうなっているのか教えていただければと思います。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	用排水につきましては、田でしたので当方でも事前の段階で土地改良区に確認しましたところ地区外であるということでした。
議長	用排水のことと地区外のこととは別の話で、用排水の現状がどうなっているのかについて川井委員は質問されていると思うので、その現状をお答えください。 佐藤主任。
佐藤主任	道路の規格上は脇に水路は設置されておりますが、農業用というよりは市街地排水の水路が設置されている状況になっておりました。中には土側溝等も使っていた時期もあったそうですが、現在は埋まっている状況です。
議長	よろしいでしょうか。
12番 川井	わかりました。
議長	ほかにございませんか。 1番 高橋 聡 委員。
1番 高橋	1番 高橋です。 申請地は約1,000坪ほどありますが、売買価格は●●●万円でよろしいのでしょうか。
議長	10a当たりの単価ということでしょうか。 暫時休憩いたします。
(暫時休憩)	
議長	再開いたします。 佐藤主任。
佐藤主任	再度ご説明いたします。 土地取得費ということで●●●万円でございます。㎡単価は●●●千円でございます。
議長	1番 高橋 委員。

1 番 高橋	双方の話し合いだと思いますが、それでは安すぎるのではないのでしょうか。多分あの辺りだと、高ければ坪●●●万円、安くても●●●万円はくだらないのではないのでしょうか。坪●●●千円では、あまりにも安すぎませんか。
議長	土地取得費と不動産の売買価格にあまりにも格差があるのではないかということですが、その点はいかがでしょう。 佐藤主任。
佐藤主任	双方で決めた額ということで尊重している状況でございますが、再度調査はしたいと思います。
議長	17 番 佐藤 繁 委員。
17 番 佐藤	17 番 佐藤です。 この土地の筋向いに●●が買収して●●●にした土地があるわけですが、その際の契約価格はどのくらいですか。
議長	暫時休憩いたします。
(暫時休憩)	
議長	再開いたします。 1 番 高橋委員の質問は●●●●㎡が●●●万円である。この価格が少し安すぎるのではないかということに対して、精査してみますという答弁でしたが、これは売る側と買う側が、双方合意したうえでの価格であることが前提になります。その状況がどうであるのかということについて、精査することは可能かもしれませんが、購買金額については、農業委員会とは言えることではないので確認という意味の精査は、後ほどさせていただきます。
議長	ほかにございませんか。 無いようであれば、採決したいかがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございませぬ。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第 31 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により、許可相当とすることに決定しました。 なお、この案件は、3,000 ㎡を超える申請になりますので山形県農業会議の常設審議会に諮問し許可相当の答申を受けたうえで、許可することといたします。
議長	これもちまして、令和 2 年第 8 回庄内町農業委員会総会を閉会いたします。
◎閉 会	(午前 10 時 26 分)

令和 年 月 日

上記は、令和2年第8回庄内町農業委員会総会の議事録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

第8回庄内町農業委員会総会

議長 (番号及び氏名)

18番

議事録署名委員 (番号及び氏名)

3番

4番

書記